

# ふくしま発酵ツーリズム推進事業「美を醸すふくしまナビゲーター」認定要領

福島県観光交流局観光交流課

## 1 目的

この要領は、福島県の発酵文化のガイド役となる者を「美を醸すふくしまナビゲーター」として認定・情報発信することにより、本県の豊かな発酵食文化を活用した観光誘客の促進を目的とする。

## 2 定義

この要領において「美を醸すふくしまナビゲーター」とは、美を醸すふくしまナビゲーター認定要件（以下「認定要件」という。）に適合するものとして認定された、本県の発酵文化及び発酵食品と健康美容との関係についておもてなしや正しい情報・魅力発信を行う、県内の発酵・観光事業に携わる者（個人）をいう。

## 3 申請者の要件

（１）美を醸すふくしまナビゲーターの認定の申請をする者（以下「申請者」という。）は、以下のとおりとする。

- ①福島県内の発酵関連事業に携わる者（個人）
- ②福島県内の観光関連事業に携わる者（個人）
- ③その他知事が認める者（個人）

（２）前項の規定に関わらず、次に該当する者とする。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）法第二条第二号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

## 4 認定要件

次の事項を全て満たすことを認定要件とする。

- （１）申請者の要件に該当する者
- （２）美を醸すふくしまナビゲーター研修会を全て受講した者
- （３）美を醸すふくしまナビゲーター研修会受講毎のアンケート及びミニテストに全て回答した者
- （４）美を醸すふくしまナビゲーター研修会の全ての受講を終え、期日までにミニレポート兼認定申請書を提出した者

## 5 募集

美を醸すふくしまナビゲーターの認定申請の募集については、別に定める。

## 6 申請

趣旨に賛同し、認定要件を満たした申請者は、美を醸すふくしまナビゲーター認定申請書（様式1）、誓約書（様式2）を知事に提出するものとする。

## 7 不誠実行為の禁止

申請者は、認定の申請にあたって、事実と異なった内容等の不誠実行為を行ってはならない。

## 8 現地調査等

- (1) 知事は、申請者に対し、必要な場合は、職員に現地での調査を実施させることができる。
- (2) 知事は、申請者に対し、審査に必要な資料の提出を求めることができる。その場合の費用は申請者の負担とする。

## 9 事務局への付託

知事は、申請案件について調査の上、事務局に美を醸すふくしまナビゲーターの選定を付託する。

## 10 事務局による選定

- (1) 事務局は、付託された申請案件について、次の事項を審査し、美を醸すふくしまナビゲーターの選定を行う。
  - ① 認定要件に対する適合
  - ② 美を醸すふくしまナビゲーターとしての総合的妥当性
- (2) 審査に関することは別に定める。

## 11 認定の決定

- (1) 知事は、事務局の選定結果に基づき、認定要件に適合した者に対し、美を醸すふくしまナビゲーター認定証（様式3）を交付するとともに、認定を受けた者を公表するほか、ふくしま発酵ツーリズム推進事業施策において積極的なプロモーションを行う。
- (2) 知事は、事務局の選定結果に基づき、認定要件に適合しない者に対し、様式4により通知を行う。

## 12 認定内容の変更手続き

認定を受けた者は、認定を受けた申請書記載事項に変更が生じたときは、美を醸すふくしまナビゲーター認定申請事項変更届出書（様式5）により、速やかに知事へ提出しなければならない。

## 13 認定有効期限

認定を受けた日からとし、当面は終期を設定しない。

## 14 認定を受けた者の責務

認定を受けた者は、本県の発酵文化や発酵食と健康・美容の関係について正しい情報発信と魅力発信に努めるものとし、継続して本県発酵文化の機運醸成を図ることとする。

## 15 報告

知事は、必要に応じて認定を受けた者から認定状況に関して報告を求めることができる。

## 16 認定の取り消し

- (1) 知事は、認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消

すことができる。なお、この場合、認定者は遅滞なく県に認定取消届（様式6）を提出し認定証を返却又は廃棄するとともに、広告物等における「美を醸すふくしまナビゲーター」の名称の使用を速やかに停止するものとする。

- ①認定を受ける要件を欠くに至ったとき。
- ②虚偽の申請により認定を受けたとき。
- ③認定要件に適合しないと認められたとき。
- ④公序良俗に反する又はそのおそれのあることが認められたとき。
- ⑤事業活動を中止又は廃止したとき。

(2) 知事は、認定を取り消したときは、その旨を様式7により当該事業者に通知を行う。

#### 17 損害に対する責任

知事及び事務局は、本事業が第1の目的のもとに行われることに鑑み、美を醸すふくしまナビゲーターが行う事業活動により生じた損害等に対する責任は、その原因のいかんを問わずこれを負わない。

#### 18 認定者の公表

知事は美を醸すふくしまナビゲーターについて、必要な事項を公表することができる。

#### 19 事務処理

この認定に関する事務処理等の事務局は、商工労働部観光交流局観光交流課が行う。

#### 20 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則 この要領は、令和5年1月31日から施行する。